

厚生労働省岩手労働局発表
平成28年2月16日

【照会先】
岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 嘉寿満
監察監督官 石川 光明
(電話) 019-604-3006

報道関係者 各位

「働き方改革」に向けて県内主要企業を訪問します

～働き方改革のために岩手労働局長が一関市内の企業を訪問するのは今回が初めて～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革の実現」に向けた取組を推進させるため、平成27年1月8日に「岩手労働局働き方改革推進本部」を設置し、岩手労働局長などが県内の経済団体及び労働団体を訪問し、働き方改革について、傘下企業等における取組に向けた協力要請などを行ってまいりました。

さらに本取組をより一層推進させるため、岩手労働局長が県内の主要企業を計画的に訪問し、企業トップに対して各企業の実情に応じた働き方の見直しに取り組むよう要請しており、今般、下記のとおり、一関市内の企業としては初めてとなる株式会社佐々木組の佐々木一嘉代表取締役に対して要請を行います。

記

- 1 日時 平成28年2月19日（金） 午後1時30分～
- 2 場所 株式会社佐々木組
- 3 住所 一関市山目中野140-5

取材に当たっての留意事項

取材を希望される場合は、平成28年2月18日（木）15:00までに右上の照会先までご連絡をお願いします。

また、要請の開始時刻までに会社事務所へお越しくください。

「働き方改革とは」

岩手県の経済情勢は回復基調にあるところですが、経済の好循環を実現するためには、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要であり、特に、人口減少が進む中では、すべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することが求められているところです。

こうした中、平成 27 年 6 月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂 2015』では、「働き方改革の実行・実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制など働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題となっております。

しかしながら、岩手県内の状況をみますと、平成 26 年の一人平均総実労働時間は 1,892 時間と全国平均の 1,788 時間より 104 時間長く（2 年連続全国 2 番目）、また、年次有給休暇の取得率につきましては、全国平均 49.4%を下回り 46.8%(全国 30 番目)となっているところです。

さらに、平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念では、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これらを具体化する上で、長時間労働の抑制などをはじめとする「働き方改革」についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」に資するものとして取り組む必要があるものです。

このため、岩手労働局におきましては、平成 27 年 1 月 8 日に『岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：岩手労働局長）』を設置し、岩手県とも必要な連携を図りつつ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革の実現」に向けた企業への働きかけの強化を推進しています。

これまで、岩手労働局長などが県内の経済団体、労働団体等を訪問し、働き方改革について、傘下企業等における取組に向けた協力要請などを行うとともに、県内の主要企業を計画的に訪問し、企業トップに対して各企業の実情に応じた働き方の見直しに取り組むよう要請しています。

なお、これら「働き方改革の実現」のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であり、各企業においては、企業トップ自らがその重要性を認識した上で、長時間労働などを前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成27年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣
本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）
事務局長 労働基準局長

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に
働き方改革推進本部を設置

岩手労働局働き方改革推進本部（平成27年1月8日設置）

本部長：岩手労働局長、副本部長：労働基準部長、本部員：総務部長、職業安定部長、雇用均等室長等

主な取組

- ① 労働局長、労働基準部長による地域のリーディングカンパニー等の企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）